

社会福祉法人吉野町社会福祉協議会

令和4年度事業計画（案）

【基本理念】

『健康で安心して暮らし続けられる ^{ともい} 共生きのまち』

～助けあい・支えあう 笑顔でつながる吉野町～

【基本目標】

1. 地域を支える福祉の人づくり
2. 豊かに暮らせる生活環境づくり
3. 安心して暮らせる福祉のまちづくり

近年、少子高齢化社会の進行や人口の減少、独居高齢者や高齢者のみの世帯の増加、ライフスタイルの多様性に伴い、人と人とのつながりの希薄化がすすみ、孤立死や自死、ひきこもり等の社会的孤立や生活困窮の問題、虐待や悪質商法等、地域における生活・福祉課題は深刻化し広がっています。

こうした多種多様な課題へ対応していくために、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、住民同士による福祉活動の強化や、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が重要となります。

令和4年度からの5か年計画として、地域福祉を推進していくための理念や基本となる福祉のまちづくり計画である「地域福祉計画」と、地域福祉の推進を目的とした活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的に策定した「第2次吉野町地域福祉計画・吉野町地域福祉活動計画」のもと、基本理念である「健康で安心して暮らし続けられる 共生きのまち」の実現を目指し、行政と共に福祉でまちづくりを推進するパートナーとして、助け合い・支えあいの心が根付き、住民の誰もが幸せに暮らせる福祉のまちづくりに取り組みます。

また介護サービス事業では、利用者の立場に立った、より質の高いサービスを提供し、住民誰からも信頼される事業者となるよう努めます。

<地域福祉事業>

1. 地域福祉活動の推進

(1) 小地域福祉活動推進事業

もっとも身近な地域（顔が見える日常生活圏、小地域）で住民や団体等が主体的に力を発揮し、細やかな支え合いをすすめることで“暮らしの困りごと”を解決していくと同時に、地域のつながりを強めていくことができる。

そうした住民の営みとしての活動を行政や福祉専門職等と一緒に支え、協力しながら取り組んでいき、地域の特性に合った「地域福祉」を広げていきます。

(2) ふれあいの居場所づくり事業

町内各地域で、子どもから高齢者まで、男性女性問わず、地域住民の誰もが気軽に立ち寄れる居場所をつくることにより、社会的孤立の解消・防止につながります。また、居場所が住民同士の見守りの場となり、身近な人のSOSに気づき、専門職へつながられるよう展開していきます。

2. 生活支援体制整備事業（受託事業）

介護保険法のサービス提供主体の多様化と地域資源の充実に向け、吉野町から委託を受け、地域包括ケアシステム構築に向けた基盤づくりとして「よしのささえ愛会議（吉野町協議体）」を設置しています。

また、各地区で設立されている自治協議会に働きかけ、身近な圏域で地域住民が主体となって取り組む「ささえ愛」のまちづくりを進めています。

3. 地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備

(1) 相談支援体制の充実

地域における身近な相談相手として、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の活動周知を図るとともに、多様な相談内容であっても受け止め、行政や関係機関との連携を図り、適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制を目指します。

①心配ごと相談事業（人権相談・行政相談含む）

住民の多種多様な相談が解決されるよう、関係機関と連携して、指導助言や適切な相談機関を紹介します。

②ふくし総合相談事業（出張開設含む）

「どこに相談していいかわからない」、「誰かに相談したい」等、町民の福祉に関する様々な相談を電話又は来所にてお受けし、問題解決の手助けができるよう情報提供、助言を行います。

(2) 包括的な支援体制への取り組み

町から「重層的支援体制整備（移行準備）事業」の一部委託を受けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、様々な課題等に対して対応できる体制づくりを進めます。

①地域力強化推進事業

人口減少・少子高齢化が進むなか、地域の担い手も高齢化し小地域での支え合いや課題発見、解決に向けた取り組みが今後ますます困難になってくることが予想されます。

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）によるアウトリーチの地域支援を中心に、地域の様々な相談や地域住民の身近な「気になる事」を安心して発見し相談できる体制を構築するなど、地域力の強化に向けた取り組みを行います。

②多機関の協働による包括的な支援体制構築事業

制度の狭間や複合的な課題は、一つの相談窓口や公的制度では解決につなげられない問題が多くあります。行政機関はもちろん福祉施設や病院等の多機関とのネットワークを築き、解決に向けた包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを行います。

4. 支援対象児童等見守り強化事業（受託事業）

新型コロナウイルス感染症の影響による長期間の外出自粛等をふまえ、子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進するため、町内の関係機関及び住民と協働して定期的に食材等を届けアウトリーチによる見守り体制の構築を図ります。（もぐハグ便事業）

5. ボランティア活動支援事業

ボランティア活動の活発な展開を支援し、ボランティア参加を促進するための体制整備に努めます。

(1) ボランティアセンター活動事業

(2) ふれあい郵便・ふれあい文通事業

(3) ブックスタート事業

(4) 傾聴ボランティア事業

(5) ボランティア研修事業

(6) 福祉体験学習事業（高齢者疑似体験や福祉施設での体験学習）

6. 在宅福祉サービス事業

高齢者や障がい児・者等、支援が必要となった人々の自立生活を維持していき、公的サービスでは十分行き届かない部分をカバーするため、住民参加型で各種団体と連携して実施、開発を行います。

- (1) 訪問理美容サービス事業
- (2) 安心箱設置事業
- (3) 在宅高齢者給食サービス事業
- (4) 買い物支援事業

7. 共同募金事業

募金への理解を深めるため、民生・児童委員、区長会等の協力を得て、広く住民に周知し、援助活動を推進します。

- (1) 吉野町共同募金委員会
- (2) 一般共同募金配分金事業
- (3) 歳末たすけあい配分金事業

8. 奈良県日常生活自立支援事業（旧 地域福祉権利擁護事業）

判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の福祉サービスの利用について、利用者自身の意思を尊重し、円滑な福祉サービスの利用手続きや金銭管理等を援助します。

9. 奈良県生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や要援護世帯の福祉増進ため、奈良県社協からの委託により、生活福祉資金貸付事業（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）を実施します。

10. 民生児童委員協議会との連絡調整

社協の事業・活動を行う上で民生児童委員協議会との連携・協働が不可欠であり、協働活動と役割分担を明らかにしながら連携を密にし、地域福祉の向上に努めます。また、民生児童委員協議会の事務局を担います。

11. 当事者団体運営の支援

町老人クラブ連合会、町身体障害者福祉協会、郡身体障害者福祉協会連合会、町手をつなぐ育成会、町遺族会、郡東部遺族会、町英霊にこたえる会、町母子福祉会の当事者団体に各種事業のサポートを行い、各種団体が自主運営できるよう支援します。

<居宅サービス事業>

1. 居宅介護支援事業
2. 訪問介護事業
3. 介護予防・日常生活支援総合事業
4. 障害福祉サービス事業（居宅介護事業）
5. 軽度生活支援事業
6. 介護予防居宅介護支援事業（受託事業）
7. 要介護認定訪問調査事業（受託事業）

<吉野町老人福祉センター事業>（指定管理）

吉野町より指定管理を受け、吉野町の高齢者福祉の拠点となるよう、吉野町老人福祉センターを運営・管理します。

各種サークル活動を行う中荘温泉クラブや日替りシェフによる食堂（ふれあいキッチン）など、町内高齢者の憩いの場となるように運営します。

<公益事業>

吉野町デマンド交通運行事業（受託事業）

令和3年7月より、予約型乗合バス（デマンドバス）の実証試験運行による予約コールセンターの業務を受託しておりますが、令和4年4月からは、路線定期運行バスと予約型乗合バスの新たな運行形態のもと、運行及び予約コールセンター業務だけでなく、住民の外出支援や見守り等、社会福祉協議会の活動の一環として事業を展開していきます。